

ARCIST

アーキスト

当局からのレター

米国税理士 成田 元 男

今年は税制が
こんなに変わります

代表・税理士 内藤 克

嫡出でない子の相続分差別
最高裁決定のその後

司法書士 西田 誠

新たな働くルールへ

特定社会保険労務士 黒川 健 吾

- ▶ p1 午年アレコレ
- ▶ p2 パートナーだより
- ▶ p4 今年の目標・抱負

2014年 本年も よろしくお願ひ 申し上げます。

2014年1号目ということで、
2014年・午年に関するアレコレを
ご紹介いたします!

午年の有名人

- ・1942年(昭和17年)
小泉純一郎／ポール・マッカートニー
- ・1954年(昭和29年)
ジャッキー・チェン／松任谷由美
- ・1966年(昭和41年)
永瀬正敏／小泉今日子
- ・1978年(昭和53年)
浜崎あゆみ／長瀬智也
- ・1990年(平成2年)
ローラ／浅田真央

2014年は こんな年になる!

直接皆様のビジネスに関係する
ことも多そうですね。

- 1月
NISA(少額投資非課税制度)開始
- 2月
ソチオリンピック・パラリンピック
開催
- 3月
「笑っていいとも」終了
- 4月
WindowsXPのサポート期間
終了予定
- 4月
消費税8%へ増税
- 6月
FIFAワールドカップブラジル大会
開催
- 10月
皆既月食(日本各地で見られるよう
です)
- 未定
北陸新幹線
長野～金沢間開通
- 未定
高崎・宇都宮線と常磐線が東京駅
まで乗り入れて、東海道線と相互
直通運転を行う予定

午(馬)にまつわる ことわざ

■人間万事塞翁が馬

人生における幸不幸は予測しがたいと
いうこと。

幸せが不幸に、不幸が幸せにいつ転じ
るかわからないのだから、安易に喜ん
だり悲しんだりするべきではないとい
うたとえ。

■馬が合う

気が合う。意気投合すること。

■馬の耳に念仏

馬に念仏を聞かせてもありがたみが
わからないことから、人の意見や忠告を
聞き流すだけで、少しも聞き入れよう
としないことのとえ。

■馬脚をあらわす

馬の脚を演じる役者がうっかり姿を
現す様子から、隠していた本性や悪事
が明らかになること。



12年前の午年は こんな年でした

*日本で初めてワールドカップの開催
(韓国と共催)

*小柴昌俊がノーベル物理学
田中耕一がノーベル化学賞受賞
(ダブル受賞は日本人初でした)

*EURO(欧州単一通貨)流通開始
*松井秀喜選手ニューヨークヤンキースへ

*流行語はタマちゃん
(多摩川にアゴヒゲアザラシが出現し
タマちゃんと名づけて動向を見守った)

*ARCIST第1号が発行されました!





今年は税制が こんなに変わります

代表・税理士 内藤 克

今年は消費税の改正のほか、民主党時代に決定された改正と自民党政権で決定された改正とがそれぞれ動き出します。増税も減税もあるので重要なものを施行日順に見ていきましょう。

【1月1日から適用されるもの】

- ①上場株式の配当や譲渡益に対する軽減税率10.147%が廃止され20.315%となります。繰り越している損失がある場合は控除できます。
- ②少額投資非課税制度(NISA)
投資金額100万円分までの株式投資や投資信託の値上がり益や配当金が非課税となります。ただし譲渡損の繰り越しや損益通算ができません。
- ④小規模宅地の評価減
親と子供が二世帯住宅と一緒に住んでいた場合、相続税の計算上、玄関が別々でも80%評価減できるようになります。(ただし区分所有は対象外)
- ⑤延滞税・利子税の税率
原則:14.6%が国内銀行の貸出約定平均金利+7.3%=9.2%へ下がります。(申告期限から2か月以内については公定歩合+4%=4.3%が貸出約定平均金利+1=2.9%)

【4月1日から適用されるもの】

- ①消費税が8%になります(さらに来年10月から10%へ)
- ②所得税ではゴルフ会員権の譲渡損が他の所得と通算できなくなります。
- ③法人の飲食にかかる交際費の50%が損金へ
4月1日以降開始事業年度から中小企業においては年間800万円の限度額か飲食代金の50%損金が有利選択できます。
- ④領収書の印紙税
現在30,000円以下は非課税ですが、今後は50,000円以下までが非課税になります。
- ④ローン控除の拡充
現在は残高2,000万円までの1%を10年間控除できますが、今後は残高4,000万円までの1%を10年間にわたり控除できます。(所得制限合計所得3,000万円)

消費税の税率アップに伴う減税措置はあるものの、今回の改正で個人の所得税の節税対策はほとんど不可能となりました。来年さらなる所得税の増税が控えているため、法人化による節税の検討が必要です。



嫡出でない子の相続分差別 最高裁決定のその後

司法書士 西田 誠

平成25年9月4日の最高裁決定を受けて、平成25年12月5日に、民法の一部を改正する法律が成立し、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。(同月11日公布・施行)

①新法が適用される場合

平成25年9月5日以後に開始した相続(その日以降に被相続人が亡くなっている)の場合は当然適用があります。

②平成25年9月5日以前に開始した相続に関して適用される場合

今回の最高裁の決定のなかで、この規定は「遅くとも平成13年7月から違憲であった」と言いながら、「平成13年7月から平成25年9月4日までの間に開始した相続について、この規定を前提としてされた遺産分割の審判その他の裁判、遺産分割の協議その他の合意等によって確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではない」と言っています。

これは最高裁により違憲判断がされると(今回のケースでは平成13年7月)、その先例として事実上の拘束力により、その後の同種の紛争は最高裁で示された準則に従って処理されることになるためです。

ということは、その期間内であれば、確定していない法律関係の場合にはこの規定は適用されると反対解釈されます。

たとえば、その期間内に相続が開始したが、遺産分割協議の合意ができていなかった場合等が考えられます。ただし、遺産分割協議の内諾は得ていたが、遺産分割協議書への署名捺印がまだされていないケースなどは、多少問題があると思われます。

③戸籍法の改正について

民法900条の改正とともに嫡出子規定のある戸籍法の改正は、今回国会で成立が見送られました。改正案の内容は戸籍法49条で規定されている出生届の記載事項として「子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別」から「子の男女の別」というように「嫡出子」という文言を削除し改正するという案でしたが、否決されています。

(法務省ホームページ等)



新たな働くルールへ

特定社会保険労務士 黒川 健吾

昨年はアベノミクス効果により株価上昇、2020年の東京オリンピック決定と希望を持てる年越しとなりました。しかし雇用をめぐる状況を見ると、少なからず課題を抱えた1年になりそうです。

目先の課題として賃上げがあります。正社員の50歳と新卒の賃金を比較してみると、1980年の4.1倍に対し2012年は3倍に低下しています。そこでアベノミクスの旗振りにより企業への賃上げ要請がありました。

大企業の中には賃上げを表明している企業もありますが、中小企業でも追従すべきでしょうか。「会社の売上が上がり、収益が増えれば、人手が不足し、賃金が上がる」というのが一般的な流れですが、今のところ好業績の波はまだ中小企業には波及していません。しかも景気の継続性も不透明です。今のところ、これまでの評価昇給や賞与査定で十分吸収できる範囲であり、この程度の景気回復で容易な賃上げは避けるべきです。

つぎに正規雇用の拡大があります。非正規雇用者数は2000万人を上回り、雇用者全体に占める割合も30%台後半にも達し、毎年、右肩上がりです。

これをうけて、昨年4月に労働契約法が改正され、有期労働から無期労働への転換が法制化されました。非正規化の流れの中でのこの法改正は、より不安定な非正規雇用者の拡大を招く恐れがあります。また、正規社員でない無期社員(正社員と異なる身分の無期社員)が増加することは避けられないでしょう。

おそらく今後も非正規化の流れは止まりません。最善策は非正規社員の待遇改善ではないでしょうか。

そしてこれら課題は従来の雇用慣行である年功序列(賃上げ)、終身雇用(正規雇用化)への逆戻りともいえます。グローバル化、少子高齢化、人口減少が進む経済環境のなか、年功序列や終身雇用が続くわけがありません。

今こそ時代の流れを受け入れ、新しい働き方への転換をサポートするルールが必要だと思います。



当局からのレター

米国税理士
成田 元男

日米社会保障協定も発効から8年以上が経ち、その運用も安定してきました。米国に駐在する日本人、日本に駐在するアメリカ人にとって、年金加入期間を通算できることは経済的メリットが大きいです。その一方で、昨年以下記のようなことがありました。

米国で20年近く勤務されたKさんは、その後日本に帰国し、日本で定年を迎えられました。元々Kさんの米国老齢年金の受給申請に関しては、筆者が社会保険労務士法人アーク&パートナーズと共同してお手伝いし、無事に認定を受けて月2000ドル以上の米国年金を受け取っておられました。ところが、昨年ある月に年金の振込みが突如ストップしたというのです。筆者が米SSA(社会保障庁)に確認してみると、Kさん宛てに受給者の状況を確認するためのReport 7162を送付したにも関わらず、何も返答がないので、支給を一時ストップしたとのことでした。Kさんは、これが重要な書類だとは思わず、放置していたのです。直ちにReport 7162に居住、婚姻、勤務に関する状況を記載し、事情説明・情状酌量依頼のレターを同封してSSAに送付したところ、スムーズに解決し、その2ヵ月後から年金支給が再開されました。

当局からのレターは、通常受け取って愉快的なものではなく、内容も一見わかりにくいことが多いのも事実です。しかし、直ぐに開封して内容を確認し、何か必要な行動があればそれを実行せねば、重大な結果を招きかねません。たとえ紙1枚のレターでも、必ず内容を確認し、場合によっては専門家の助言を仰ぐことで、リスクを回避していただきたいと思います。

本年1月より、社会保険労務士法人アーク&パートナーズの国際業務推進チーム・ディレクターに就任致します。皆様のお役に立っていきたく存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

Advanced Reliable Consultants



2014

目標・抱負



税理士法人

1. 全メンバーがチームとしてお客様対応します。
2. 徹底した所内研修によるレベルアップを図ります。
3. ムダな作業を徹底的に排除し、効率化を図ります。



社会保険労務士法人

国際業務推進チームを立ち上げます。

「ヒト・モノ・カネ・情報」のグローバル化が進む中で外資系企業だけでなく、日本企業においても外国人労働者の活用が増加しています。その中でも「ヒト」の課題は事業の成長にとって複雑かつ多岐にわたるため、特に中小企業にとっては大きなハードルになっていました。そこで、今年度より弊社内にグローバル人事に対応する国際業務推進チームを組織しました。

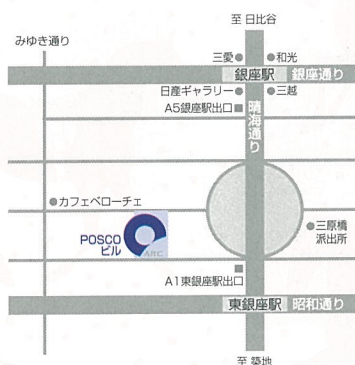


司法書士事務所

今年も皆様のより一層のお力になれるよう
所員一丸となり
努力を惜しまず頑張りたいと思います

編集後記

寒中お伺い申し上げます。
2014年も早くも1ヶ月が経とうとしています。年初に計画した目標は達成に向けて着実に進んでいますか？
なかなか最初の一步が踏み出せない方におすすめの
展覧会があります。日本科学未来館の「世界一展」。
精巧で緻密、おもてなし精神に富んだ、世界が認める日本
の製品・技術を再発見し、アイデアと工夫の積み重ね
で出来あがった背景を知ることができます。先人の知
恵や情熱が分かり大いに触発されます。
まずは「最初の一步」です。そのあとは「継続は力なり」。
これが難しいんですけどね。頑張りましょう！



〒104-0061 東京都中央区銀座5-11-14 POSCO東京ビル4階
(代表) TEL.03-3545-2415 FAX.03-3545-2408
<http://www.s-arc.com>

地下鉄銀座線・日比谷線 銀座駅から徒歩2分 地下鉄丸の内線 銀座駅から徒歩5分 JR有楽町線から徒歩7分

税理士法人 渋谷事務所

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-10-8 エフビル7階
TEL.03-6277-5511 FAX.03-6277-5706